

平成24年度林野庁法律顧問業務仕様書

1 業務の目的

最近の国有林野事業に係る紛争は、従来からの境界管理、不法占有、損害賠償請求等に係る紛争のほか、分収育林に係る集団訴訟、国有林野内レクリエーション事業等に関する安全問題など、ますます複雑多様化してきている。また、今後はこれらに加え、一般会計化に伴う諸課題への適切な対応が求められている。

このため、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)、国家賠償法(昭和22年法律第125号)第2条、民法(明治29年法律第89号)第717条に関する事件等に精通し、また、国有林野事業、国家公務員の労務関係諸法、国の各種契約上の取扱い等、多岐にわたる分野で、専門的な知見を有している者からの指導及び助言を必要としている。

本業務は、法律の専門家から法律上の問題等について、専門的な立場からの指導及び助言を受け、国有林野事業に係る紛争の未然防止及び早期解決を目的とするものである。

2 業務内容

顧問弁護士は、以下の業務について林野庁業務課より依頼があった場合、適時適切に指導及び助言(電話、mail等を含む。)を行う。

- (1) 国有林野事業に係る業務遂行上の諸問題についての法律相談
- (2) 新規及び係属中の訴訟対応にあたっての法律相談
- (3) その他林野庁が依頼する事項

参考：平成22、23年度の訪問による相談実績(1回当たり平均：2時間程度)
平成22年度：73回、平成23年度58回(平成23年12月末日現在)
上記のほか、電話及びmailによる相談。会議等の出席6回(H23見込)

3 契約期間

契約締結日から平成25年3月29日(金)までとする。

4 その他

- (1) 本業務において、林野庁への資料要求等の依頼、要望などがあるときは、原則文書を作成し、監督職員に提出すること。
- (2) 本業務において作成された資料等の原著作権及び二次的著作物の著作権は、林野庁に帰属すること。
- (3) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたとき、又は業務の内容を変更する必要性が生じたときは、監督職員と請負者で協議すること。
- (4) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたときは、監督職員と協議すること。
- (5) 本業務において、知り得た知識及び機密事項等を公表又は第三者へ漏洩しないこと。

平成24年度林野庁法律顧問業務に係る企画競争応募要領

1 総則

林野庁法律顧問業務に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務内容

平成24年度林野庁法律顧問業務は、国有林野事業に関する法律上の問題等について、専門的な立場から指導及び助言を行うこととし、別添「平成24年度林野庁法律顧問業務仕様書」のとおりとする。

3 予算額

業務の予算総額は、2,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

4 参加資格

本業務に応募できる者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由のある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成22・23・24年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」を有している者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に規定された資格を有する弁護士であること。

5 提出書類

(1) 業務に係る企画書

下記の内容を盛り込んだ企画書とすること。

- ① 過去に担当した行政事件訴訟法、国家賠償法第2条、民法第717条に関する裁判の概要。
 - ② 国有林野の管理経営に係る知見を有していること（過去に担当した国有林野事業に係る裁判があれば、その概要）。
 - ③ 業務を担当する弁護士の体制及び相談を受けた際の回答体制。
 - ア 相談業務を担当する弁護士の体制（担当が決まっているか）
 - イ 相談業務を受けた際に要する時間（迅速に対応できる体制にあるか）
 - ウ 相談事案に関する態様（面談、電話、mail、FAX、林野庁の旅費規程による出張での法務省等との会議への出席は可能か）
- (2) 提出者の概要（経歴、事務所概要等）がわかる書類
 - (3) 資格審査結果通知書の写し（申請中の場合は、その申請書）
 - (4) 見積書（任意様式）

本業務を実施するために必要な経費のすべての額（消費税等の一切の経費を含む。）を記載した見積書及び内訳書

6 企画書等の提出期限

- (1) 提出期限：平成24年3月9日(金)午後17時まで
- (2) 企画書等の提出及び契約条項並びに企画書作成等に関する問い合わせ先
〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
林野庁業務課国有林野管理室（北別館8階 ドア番号「北805」）
電話：03-3502-8111（内線6311）
担当者：企画官（鈴木）

(3) 書類の提出部数

- | | |
|--------------------------|----|
| ① 企画競争参加申込書（様式第1号） | 1部 |
| ② 企画書（5の(1)で示す内容を盛り込むこと） | 1部 |
| ③ 企画書提出者の概要（経歴、事務所概要等） | 1部 |
| ④ 4の(3)で示す資格審査結果通知書等の写し | 1部 |
| ⑤ 見積書（経費内訳を含むもの） | 1部 |

(4) 提出にあたっての留意事項

- ① 持参により提出する場合の受付時間は、平日の10時から17時までとする。
- ② 郵送等による提出は認めるが、提出期限までに林野庁業務課国有林野管理室の担当者に到着しなかった場合は無効とする。
- ③ 提出された書類に不備があった場合には、無効とする。
- ④ 提出された書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消を行うことはできないこととし、返還も行わないこととする。
- ⑤ 提出された企画書等は、非公開とする。
- ⑥ 1者あたり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合は、すべてを無効とする。
- ⑦ 企画競争参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第2号）について見積書の提出前に確認しなければならず、見積書の提出をもってこれに同意したものとす。
- ⑧ 暴力団排除に関する誓約事項（様式第2号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた見積りは無効とする。
- ⑨ 虚偽の記載をした書類は、無効とする。
- ⑩ 林野庁において、請負者の資格を有しないと判断された者が提出した書類は、無効とする。

7 審査の実施

- (1) 審査は、企画審査委員会において、「平成24年度林野庁法律顧問業務の企画審査について」に基づき、提出された企画書等の内容について審査を行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画を提出した1者を選定し、契約候補者とする。
- (2) 審査結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

8 契約の締結

支出負担行為担当官林野庁長官は、契約候補者から見積書を徴収し、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結する。

9 その他

- (1) 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画書等は、提出者に無断で使用しない。

(様式第1号)

企画競争参加申込書

平成 年 月 日

林野庁長官殿

住所
商号又は名称
代表者氏名 印

平成24年度林野庁法律顧問業務に係る請負契約者の選定企画競争に参加したいので、次の書類を添えて申し込みます。

記

- | | | |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 平成24年度林野庁法律顧問業務に係る企画書 | 1部 |
| 2 | 提出者の概要 | 1部 |
| 3 | 資格審査結果通知書の写し | 1部 |
| 4 | 見積書(経費内訳含む) | 1部 |

(担当者)
所属部署 :
氏 名 :
TEL/FAX : /
e-mail :

(様式第2号)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、見積書の提出をもって誓約します。